

大学の入学資金を給付します

京セラ福祉基金有効活用協議会※では、霧島市の貸与型奨学資金を応募された方のうち、一定の条件を満たす方を対象として、大学の入学金に充てるための返還不要の資金を給付します。

○ 給付対象

令和8年度霧島市奨学生に応募される方のうち、経済的な基準について一定の条件を満たす方。

ただし、応募区分が大学であるものに限りです。

○ 給付金額及び人数

1人あたり30万円を上限として給付、最大5人程度

ただし、入学金の金額が30万円未満の場合は、その金額を上限として給付します。

○ 注意事項

入学資金の給付の決定には、霧島市の貸与型奨学資金の応募時に提出された書類の内容や、選考結果を使用するため、霧島市がこれらの情報を京セラ福祉基金有効活用協議会へ提供することについて、同意していただく必要があります。

なお、入学資金の給付の可否は、京セラ福祉基金有効活用協議会事務局（霧島市社会福祉協議会）から通知されます。

入学資金の給付を希望する場合は、別紙の同意書に必要事項を記入の上、下記の提出先（霧島市の貸与型奨学資金の応募書類の提出先と同じです。）まで提出してください。

提出期限：令和7年10月31日（金）

（霧島市の貸与型奨学資金の応募書類と同時に提出してください。）

※ 京セラ福祉基金有効活用協議会とは、株式会社京セラの職員の歳末助け合い募金を原資として設置された「京セラ福祉基金」について、その有効的な活用方法を協議するために設置された協議会です。

提出先

〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市教育委員会 教育総務課 教育政策グループ

電話：0995-45-5111（内線3622）